

## 新型コロナウイルス感染症にかかる対策について（お願い）

この度、感染が急拡大している状況から、国から兵庫県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が出され、2月7日（日）まで緊急事態措置の実施区域に指定されました。新型コロナウイルス感染症については、さらなる、感染防止対策を行っていく必要があることから、下記の点にご留意いただき、感染予防措置に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1 強くご協力いただきたい内容

##### (1) 外出自粛

市民の皆様には不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛をお願いしていることから、地域におけるイベント等の実施にあたりましては、延期を検討する等、慎重な対応をお願いします。

##### 【特に注意と対策が必要な活動】

- ・ 近距離、対面での会話や発声など密接が避けられない活動（例：囲碁、将棋、麻雀など）
- ・ 大きな声を出すことや歌う活動（例：合唱、カラオケ、演劇等）
- ・ 呼気が激しくなる活動、接触する活動（例：ダンス、体操、管楽器練習等）
- ・ 調理、会食を伴う活動

##### (2) イベントの開催制限

イベントの開催要件を、人数上限5,000人かつ、屋内にあつては、収容率50%以下、屋外にあつては、人との距離を十分に確保いただくようお願いいたします。

##### (3) 自治会館等の拠点施設に対する利用人数の制限

各部屋の定員の1/2以下（収容率50%以下）までに制限をお願いいたします。

（例：定員10名の部屋なら最大5名までの利用に制限）

#### 2 基本的な感染症対策のポイント

##### (1) 健康チェック及び体調不良者の活動自粛

- ア 体温測定などの健康チェックを各自が自宅で行う。
- イ 発熱等の風邪の症状が見られる方や体調がすぐれない方は活動を控えていただく。

##### (2) 感染予防・感染拡大の防止

- ア 手洗いや手指消毒を徹底する。
- イ マスクの着用、咳エチケットを徹底する。
- ウ 多くの人が触れるドアノブ、手すり、椅子、テーブル、トイレ設備、共用する筆記用具などの消毒を強化する。

##### (3) 「3密」（密閉・密集・密接）の回避

- ア 密閉の回避・・・換気を徹底する。

- ・こまめな換気を実施する。部屋の入口を含む2方向の窓を同時に開ける。
  - ・それが難しい場合でも、1時間に10分間以上は窓を開けて換気を行う。
  - ・換気が困難な部屋等は利用しない。
- イ 密集の回避・・・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。
- ・人の密度を下げるために、席の配置を工夫する。
  - ・1～2mの対人距離を確保して活動し、なるべく対面は避ける。
- ウ 密接の回避・・・身体的接触や飛沫を発生させないよう工夫する。
- ・手を伸ばして届く距離での会話や発声等を避けるとともに、飛沫を防ぐためにマスクを必ず着用する。
  - ・屋内で大声を出す活動や呼気が激しくなる活動は控える。
  - ・水分補給以外の飲食を伴う活動は控える。どうしても行うときは、対面と会話をできるだけ避けるよう配慮する。

### 3 その他

別添「**「感染拡大特別期」にあたって厳重な注意を！（兵庫県作成資料）**」のとおり、特に感染リスクが高まるとされる「**5つの場面**」（下記※参照）についても、注意をお願いいたします。

#### ※「5つの場面」への注意

感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」と、その後のご自身の体調や行動に注意してください。

- ア 飲酒を伴う懇親会等
- イ 大人数や長時間におよぶ飲食
- ウ マスクなしでの会話
- エ 狭い空間での共同生活
- オ 休憩室、喫煙所、更衣室等